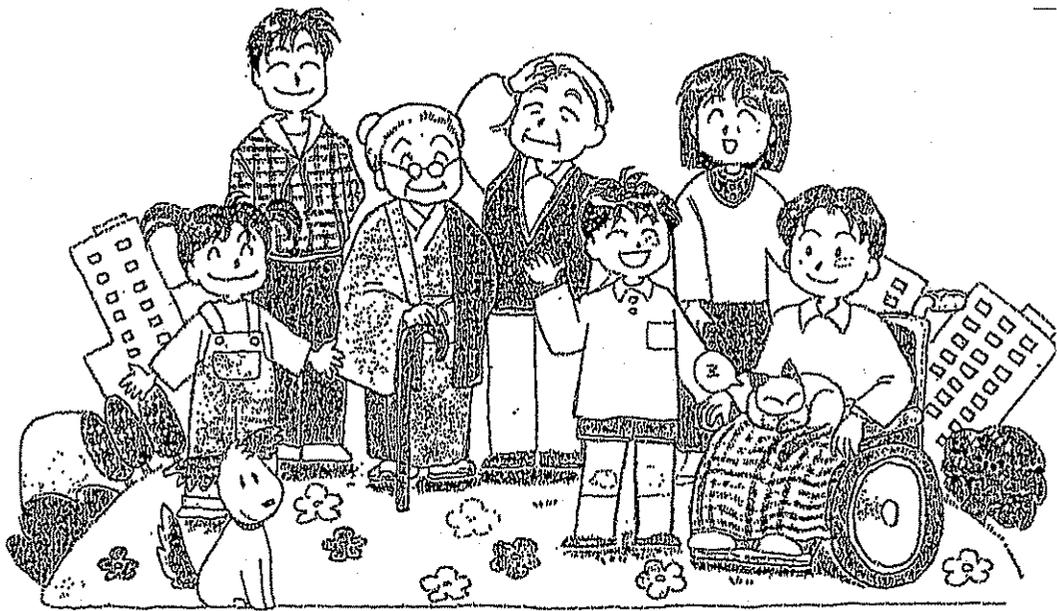


平成19年度における
障害児・者福祉施策関係の主な事業

平成19年5月1日現在



鳥取県福祉保健部障害福祉課

平成19年度における障害児・者福祉施策関係の主な事業

平成〇年度事業開始・拡充 … は、障害関係者の意見・提言に基づき開始・拡充した事業

1 啓発・広報

(単位：千円)

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 県	概 要	担当課	資料 員
啓発活動強化推進事業	770	920	単県	<p>障害や障害のある人に対する県民の理解を深め、県民の誰もが障害や障害のある人に対する知識や配慮すべきことを正しく理解し、お互いに協力し合える社会づくりを目指し、県民にとって身近な媒体を利用し、啓発活動を充実する。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害に対する理解促進強化月間の設定 障害者週間(12月3日～9日)を含む12月を障害に対する理解促進強化月間として、各種媒体により、集中的に啓発活動に取り組む。 (媒体)：パンフレットの作成、県政だより、県のホームページによる周知等 ・「受診サポート手帳」作成・普及啓発事業 コミュニケーションを取ることが苦手な障害児・者が、医療機関による診察の際に留意してもらいたいことや、主治医からの注意事項などの情報を記載した手帳を診療前に提示することにより、円滑な診療が行えるようにする。 	障害福祉課	
心のバリアフリー推進事業(普及啓発)	3,007	3,951	単県	<p>高齢者、障害者等への理解を深め、誰もが住みよいまちづくりを推進するため、県民への普及啓発を行う。</p> <p>○事業内容</p> <p>適合証の交付、啓発パンフレット・ポスターの作成、小学生向け福祉教育用冊子増刷</p>	福祉保健課	
発達障害支援体制整備事業(普及啓発)	439	329	単県	<p>発達障害支援体制整備モデル事業(倉吉市実施)で構築した支援システムを他市町村に普及させるための市町村対象セミナー等を開催する。</p> <p>平成17年度事業開始</p>	障害福祉課	
(新) 高次脳機能障害普及啓発事業	2,026	0	国庫	<p>高次脳機能障害支援体制整備のため医療従事者への障害の理解と技術を高め、特に医療でのコーディネーターの育成、また、県民への普及啓発を行い、高次脳機能障害が早期に適切な支援を受けられるよう、医療と地域が連携した支援体制整備を図る。</p> <p>①専門職能団体に対する研修費助成 ②高次脳機能障害者支援研究発表会の実施 ③一般県民への普及啓発</p>	障害福祉課	
高次脳機能障害者相談支援事業	2,042	2,169	単県	<p>高次脳機能障害に関する普及啓発、県内の高次脳機能障害者及び家族等への相談事業の費用について家族会に助成する。</p> <p>平成15年度事業開始</p>	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 単 単	概要	担当課	資料員
鳥取県精神障害者 家族会連合会支援 事業	1,600	1,000	単	鳥取県精神障害者家族会連合会による各種研修会・交流会の開催や精神障害者に対する正しい知識・理解の普及啓発事業等の実施に要する経費を助成する。	障害福祉課	
知的障害者県庁短期 研修事業	298	298	単	県庁において知的障害者を研修生として受け入れ、実習を行う機会を提供し実務を経験することにより、就業に向けての自信につなげ、又今後の知的障害者の就労支援策の検討に資することにより雇用の拡大を図るとともに、県職員の知的障害者へのより一層の理解を深める。 ○事業内容 研修生数：3人程度 研修期間：1か月（状況により1か月間延長） 研修内容：本庁事務補助、地方機関事務補助 等 平成17年度事業開始	障害福祉課	
県ボランティア・ 市民活動センター 運営費補助事業	25,826	24,901	国庫	ボランティア活動に対する理解を促進するため、県社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターの広報・啓発・研修等の費用を補助する。 ○ボランティア振興事業（国1/2、県1/2、一部単県） 事業主体：県社会福祉協議会 事業内容：ボランティア体験事業の実施、福祉教育推進校の設置、ボランティア情報誌の発行、研修会の実施等	福祉保健課	

2 生活支援

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料頁
障害者自立支援法 施行事務費（障害 者自立支援法施行 事業）	1,686	15,336	国庫	<p>障害福祉サービスの支給決定手続の適正な運用を図るため、県に不服審査会を設置する。</p> <p>○鳥取県障害者介護給付費等不服審査会の設置 市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者等の審査請求を受け付け、その適否等について審査を行う。</p> <p>ア 構成 5名（医師、学識経験者等） イ 任期 平成19年4月から3年間</p>	障害福祉課	
3 障害手帳統合プ ロジェクト事業	8,564	434	単県	<p>手帳様式の統一により、公共的な各種サービスの拡充を推進するための基盤づくりを進めるとともに、新たに災害時の援護や点字版による公文書の通知希望等の情報を掲載し、適時適切なサービス提供への活用等を図る。また、手帳発行システムの統合により、市町村と情報の共有化と手帳発行事務の効率化等を図る。</p> <p>○手帳様式の統一 3障害の手帳様式を統一し、障害のある方からの要望に応えるとともに、サービス提供者が本人確認をしやすきよう便宜を図る。</p> <p>○身体障害者手帳更新制度の導入 ・ 定期的（数年毎）に手帳の更新を行うこととし、本人証明の手段として手帳の機能を確保する。 ・ 更新制度を設けることにより、これまで県では把握できなかった届出未提出者（死亡者や転居者等を含む）の情報入手が可能となり、また、手帳に係る届出の適正化を図ることができる。</p> <p>○手帳発行システムの統合 ・ 療育手帳システムの新規構築等による事務の効率化と庁内 LAN パソコン及び既存サーバの活用によりコスト削減を図る。 ・ 3障害の同一の手帳発行・管理システムを構築することにより、障害者ごとのデータの一括管理を可能とするとともに、現行システムにはない、点字版通知文書の要否、災害時要援護者情報の登録などの機能を追加することにより、各種公共サービスの適時適切な提供と、災害等緊急時における市町村の迅速な対応を可能とする。</p>	障害福祉課	
地域生活支援事業 （相談支援体制整備 事業）	1,812	2,118	単県	<p>○ 圏域ごとの課題を検討するサービス調整会議又は市町村地域自立支援協議会（共同設置）での議論を踏まえ、全県的な課題を検討する地域自立支援協議会を設置する。</p> <p>○ 各圏域において関係機関とのネットワークを形成し、相談支援体制を整備・充実させるため、次の事業を行う。 （1）各福祉保健局に常勤職員（コーディネーター）を設置する。 （2）各福祉保健局において、サービス調整会議の開催など地域の実情にあわせた諸事業を実施する。</p>	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 県	概 要	担当課	資料頁
障害者地域生活支援センター設置事業	33,778	30,419	単県	<p>障害者の相談サービス等の調整を行う専任職員を配置して、障害者の地域生活を支援する「障害者生活支援センター」を設置する市町村に対して助成する。</p> <p>○実施主体 19市町</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p> <p>○補助額 人口規模及び人口密度に基づいて算出した補助基準額と市町村所要額のいずれか低い額から普通交付税基準財政需要額を減じた額に1/2を乗じて得た額</p> <p>○対象者 障害者(障害の種類を問わず)及びその家族</p> <p>○事業内容 地域生活に向けた相談支援、福祉サービス等の利用に関する助言・援助・調整等</p> <p>平成15年度事業開始</p>	障害福祉課	
障害児等地域療育支援事業	10,802	19,867	単県	<p>在宅の障害児等が身近な地域で指導・相談が受けられる体制の充実を図るため、療育等支援施設事業、療育拠点施設事業、及び地域療育担当支援員設置事業を実施する。</p> <p>○療育等支援施設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援施設 東部：鳥取療育園、若草学園 中部：皆成学園、中部療育園 西部：総合療育センター、あかしや <p>・事業内容</p> <p>訪問、外来による健康診査、相談・指導</p> <p>障害児に携わる保育所、学校等職員に対する指導</p> <p>○療育拠点施設事業(総合療育センター)</p> <p>支援施設への技術援助。支援施設では対応が困難な障害児(者)に対する助言・指導</p> <p>○地域療育担当支援員設置事業(鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター)</p> <p>地域療育担当支援員による相談・援助、サービス調整</p> <p>平成12年度事業開始、平成18・19年度事業見直し</p>	障害福祉課	
身体障害者更生相談所費 知的障害者更生相談所費	6,284	7,054	単県	<p>障害者更生相談所(県内それぞれ3か所(各圏域1か所))において障害者の医学的・心理的判定や専門的な相談等に対応する。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者、家族からの専門的な相談に対応 ・療育手帳の判定、医学的・心理学的判定等 ・自立支援給付費の支給決定に係る専門的支援 ・市町村職員への研修 他 	障害福祉課	
聴覚障害者相談員設置等事業	4,496	4,465	単県	<p>聴覚障害者専門相談員を配置し、面接・訪問等の必要な聴覚障害のある方の拠点的な相談事業を実施するため、モデル的に西部圏域に相談員を配置する。</p> <p>○委託先 NPO法人ふくろう</p> <p>○設置人数 1名</p> <p>○設置場所 鳥取聾学校ひまわり分校</p> <p>平成17年度事業開始</p>	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料員
福祉サービスに関する情報提供	—	—	単県	障害者が利用できる福祉サービスに関する情報を県のホームページで提供する。	障害福祉課	
地域福祉権利擁護事業	29,572	29,712	国庫	判断能力の不十分な高齢者、知的障害者、精神障害者等で、適切に福祉サービスを利用することが困難な方などが、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が設置する福祉サービス利用支援センターの活動経費に対して助成する(国1/2、県1/2) ○実施主体 鳥取県社会福祉協議会 ○事業内容 福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービス	福祉保健課	
福祉サービス利用者苦情解決事業	8,223	8,263	国庫	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図るため、鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費に対して助成する。(国1/2、県1/2) ○実施主体 鳥取県社会福祉協議会 ○対象とする苦情 福祉サービスに関わる処遇の内容に関する苦情、福祉サービスの利用契約の締結履行または解除に関する苦情	福祉保健課	
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	915	1,237	単県	利用者が施設・事業所を選ぶための情報の提供及び事業者のサービスの質の向上に資するため、社会福祉・保健サービス評価事業を実施する。 ○事業内容 評価推進委員会の開催、評価調査者継続研修の実施、評価機関の監督及び指導、制度の周知等	福祉保健課	
障害のある方による相談・支援事業	900	900	単県	障害者団体が継続的に実施する相談・支援事業のうち、優秀なものに対して、その経費の一部を助成する。 ○助成額 活動経費の1/2以内(助成限度額15万円) ○助成団体予定数 6団体 平成16年度事業開始	障害福祉課	
総合療育センター在宅遠隔診療システム整備事業	2,562	2,568	単県	常時医療を必要とする重症心身障害児(者)に対し、自宅で安心して暮らせるよう、遠隔診療システムによる医療的支援を提供し、重症心身障害児(者)の在宅志向を推進する。 ○実施主体 総合療育センター ○対象者 総合療育センター入所から在宅生活へ移行が可能な重症心身障害児(者)及び在宅の重症心身障害児(者) ○実施期間 平成17年度～平成19年度 ○事業内容 在宅側にテレビモニター及び生体情報モニター(心拍数、呼吸数、血中酸素濃度等を測定)を設置し、センター側受信装置で容体画像及び生体情報を受信することによって、センターから在宅側へ適切な医療的助言、指示を行う。 ○所要経費 システム設備に係るリース料 平成17年度事業開始	総合療育センター	

(単位：千円)

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 庫	概要	担当課	資料員																																														
地域生活支援事業費（障害者福祉従業者研修事業）	17,459	11,662	国庫	障害者福祉に携わる人材の育成は障害者自立支援法において都道府県の責務とされていることから、居宅介護従業者、相談支援従事者、障害程度区分認定調査員等の障害者福祉従業者の各種研修を実施するもの。	障害福祉課																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>研修の内容</th> <th>定員</th> <th>実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護従業者養成研修（2級課程）</td> <td>居宅介護従業者（2級課程）を養成する研修を実施（対象者：訪問介護員養成研修修了者）</td> <td>20名</td> <td>県内1箇所</td> </tr> <tr> <td>居宅介護従業者現任研修</td> <td>現任ヘルパーの技能向上を図るための現任研修を実施</td> <td>40名（各20名）</td> <td>東部・西部</td> </tr> <tr> <td>（新）障害福祉従業者障害分野別基礎研修</td> <td>障害福祉従業者を対象に障害特性の理解を深めるための基礎研修を実施</td> <td>120名：40名×3分野</td> <td>県内1箇所</td> </tr> <tr> <td>（新）サービス提供職員現任研修</td> <td>障害福祉サービス事業所勤務職員を対象に技能向上を図るための研修を実施</td> <td>20名</td> <td>県内1箇所</td> </tr> <tr> <td>行動援護従業者研修</td> <td>行動援護従業者を養成するための研修を実施</td> <td>30名</td> <td>県内1箇所</td> </tr> <tr> <td>サービス管理責任者研修</td> <td>サービス管理責任者を養成するための研修を実施</td> <td>150名：30名×5分野</td> <td>中部</td> </tr> <tr> <td>相談支援従事者研修（初任者研修）</td> <td>相談支援従事者の養成のための研修を実施</td> <td>30名</td> <td>中部</td> </tr> <tr> <td>障害程度区分認定調査員養成研修</td> <td rowspan="2">障害程度区分認定調査員を養成し、又は技能を向上させるための研修を実施</td> <td>100名</td> <td>中部</td> </tr> <tr> <td>（新）現任研修</td> <td>50名</td> <td>中部</td> </tr> <tr> <td>市町村審査会委員養成研修</td> <td rowspan="2">市町村審査会委員を養成し、又は技能を向上させるための研修を実施</td> <td>10名</td> <td>中部</td> </tr> <tr> <td>（新）現任研修</td> <td>15名</td> <td>中部</td> </tr> </tbody> </table>							研修名	研修の内容	定員	実施場所	居宅介護従業者養成研修（2級課程）	居宅介護従業者（2級課程）を養成する研修を実施（対象者：訪問介護員養成研修修了者）	20名	県内1箇所	居宅介護従業者現任研修	現任ヘルパーの技能向上を図るための現任研修を実施	40名（各20名）	東部・西部	（新）障害福祉従業者障害分野別基礎研修	障害福祉従業者を対象に障害特性の理解を深めるための基礎研修を実施	120名：40名×3分野	県内1箇所	（新）サービス提供職員現任研修	障害福祉サービス事業所勤務職員を対象に技能向上を図るための研修を実施	20名	県内1箇所	行動援護従業者研修	行動援護従業者を養成するための研修を実施	30名	県内1箇所	サービス管理責任者研修	サービス管理責任者を養成するための研修を実施	150名：30名×5分野	中部	相談支援従事者研修（初任者研修）	相談支援従事者の養成のための研修を実施	30名	中部	障害程度区分認定調査員養成研修	障害程度区分認定調査員を養成し、又は技能を向上させるための研修を実施	100名	中部	（新）現任研修	50名	中部	市町村審査会委員養成研修	市町村審査会委員を養成し、又は技能を向上させるための研修を実施	10名	中部	（新）現任研修	15名	中部
研修名	研修の内容	定員	実施場所																																																	
居宅介護従業者養成研修（2級課程）	居宅介護従業者（2級課程）を養成する研修を実施（対象者：訪問介護員養成研修修了者）	20名	県内1箇所																																																	
居宅介護従業者現任研修	現任ヘルパーの技能向上を図るための現任研修を実施	40名（各20名）	東部・西部																																																	
（新）障害福祉従業者障害分野別基礎研修	障害福祉従業者を対象に障害特性の理解を深めるための基礎研修を実施	120名：40名×3分野	県内1箇所																																																	
（新）サービス提供職員現任研修	障害福祉サービス事業所勤務職員を対象に技能向上を図るための研修を実施	20名	県内1箇所																																																	
行動援護従業者研修	行動援護従業者を養成するための研修を実施	30名	県内1箇所																																																	
サービス管理責任者研修	サービス管理責任者を養成するための研修を実施	150名：30名×5分野	中部																																																	
相談支援従事者研修（初任者研修）	相談支援従事者の養成のための研修を実施	30名	中部																																																	
障害程度区分認定調査員養成研修	障害程度区分認定調査員を養成し、又は技能を向上させるための研修を実施	100名	中部																																																	
（新）現任研修		50名	中部																																																	
市町村審査会委員養成研修	市町村審査会委員を養成し、又は技能を向上させるための研修を実施	10名	中部																																																	
（新）現任研修		15名	中部																																																	
重症心身障害児（者）通園事業	16,895	17,223	国庫	<p>在宅の重症心身障害児（者）が利用可能な通園の場を設け、地域の療育体制の整備を図る。</p> <p>○実施主体 県（独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターに委託実施）</p> <p>○対象者 在宅の重症心身障害児（者）（5人/日）</p> <p>○事業内容 日常生活動作、運動機能等に係る訓練、保護者に対する療育技術の指導等</p> <p>平成15年度事業開始</p>	障害福祉課																																															
重度障害児・者短期入所相互利用助成事業	219	456	単庫	<p>在宅の重症心身障害児・者の居宅支援として、短期入所サービスを実施する介護老人保健施設に助成する市町村に対して補助を行う。</p> <p>○実施主体 市町村</p> <p>○運営主体 県内の介護老人保健施設</p> <p>○対象者 在宅の重症心身障害児・者</p> <p>○対象経費 介護保険上の短期入所介護報酬額と障害者自立支援法上の短期入所サービス報酬額との差額</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p>	障害福祉課																																															

(単位：千円)

事業名	19年度 計 予 定 額	18年度 予 算 額	国庫 単 位	概 要	担当課	資料 頁
障害者自立支援 対策臨時特例基 金特別対策事業	434,412	0	その他 単 位	障害者自立支援法の確実な定着を図るため、国10 /10出資により造成した県基金『名称：鳥取県障害 者自立支援対策臨時特例基金』を取り崩しながら、平 成19・20年度の2カ年に事業者の新事業体系への 移行促進や利用者の負担軽減等のための各種特別対策 事業を実施する。	障害福 祉課	1
事業内容		基準補助単価	補助率			
1. 事業者に対する激変緩和措置						
① 事業運営円滑化事業 日払い方式の導入に伴う従前額保障を 80%から90%まで引き上げるため、 事業者に助成する。併せて、旧体系から 移行した場合に、同様の保障を設ける。		旧体系激変緩和 90%－80% 新体系移行激変緩和 〔(旧体系単価×90%) －新体系単価〕×延 利用者数	基金 1/2 県 1/4 補助 1/4			
② 通所サービス利用促進事業 日中活動サービス、通所施設における 送迎サービスに対して助成を行う。		3,000千円以内 (1事業所当たり)	基金 1/2 県 1/4 補助 1/4			
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置						
(1) 新法に移行するまでの経過的な支援						
③ 小規模作業所緊急支援事業 直ちに移行することが困難な小規模 作業所に対し、110万円の定額を助 成する。		1,100千円以内 (1作業所当たり)	基金 10/10			
(2) 新法への移行のための支援						
④ 障害者自立支援基盤整備事業 ア) 障害者グループホーム支援事業(障 害者グループホーム設置促進事業) ケアホームをバリアフリー化し、また、 既存施設が新たなサービスに移行する際 等に必要となる施設の改修等に対し助成 する。		20,000千円以内 (1施設当たり) 再掲(P. 参照)	基金 10/10			
⑤ 地域移行・就労支援推進強化事業 ア) 小規模作業所等工賃3倍計画事業 障害者の一般就労の促進や作業所での 就労形態や経営のあり方を検討するため、 研修会や一般企業とのネットワーク形成 に向けたセミナーを開催する。		ネットワーク構築 1,000千円内 (1圏域) 再掲(P. 参照)	基金 10/10			
(3) 制度改正に伴う緊急的な支援						
⑥ 相談支援体制整備特別支援事業 ア) 相談支援体制整備事業 相談支援体制の構築及び充実強化を図 るため、先進地等からのアドバイザー派 遣を行う。 イ) 高次脳機能障害普及啓発事業 高次脳機能障害に対する県関係機関職 員の知識や理解を高めるため、研修会等 を実施する。		アドバイザー派遣 14,000千円以内 (1県当たり) 立ち上げ支援 1,000千円以内 (1箇所当たり) 再掲(P. 参照)	基金 10/10			
⑦ 就労意欲促進事業 工賃控除の見直しに伴う給付金を支給 する。(平成18年度分(平成19年度 以降は制度で保障))		24千円/月の工賃控 除(利用者負担額を 算定する際に収入か ら控除)が保障され る額	基金 1/2 県 1/4 補助 1/4			

	⑧ その他法施行に伴い緊急必要な事業 制度移行期に係る事業コスト増（原油 高騰対策含む。）に対する支援、筋ジス 者の激変緩和対策（制度変更による利用 者負担増を1/2以内に軽減）を行う。	筋ガス激変緩和 10月負担額－（9 月負担額×2）
要求額合計		
※再掲事業の事業費は、再掲の欄で事業費計上し、当該事業 の計上事業費に含まれない。		

(単位：千円)

事業名	19年度 計上額 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料員
身体障害者グループホーム運営支援事業	3,602	5,101	単県	<p>身体障害者が地域で共同生活をおくる「身体障害者グループホーム及びケアホーム」に運営費補助を行う市町村に対して助成する。</p> <p>○助成対象 身体障害者グループホーム及びケアホームを設置する社会福祉法人等</p> <p>○対象経費 グループホーム及びケアホームの運営に係る経費（世話人の人件費）</p> <p>○入居定員 3～7人による共同生活</p> <p>○負担割合 県 1/2、市町村 1/2</p> <p>○補助基準 2,400千円/か所を上限</p> <p>平成16年度事業開始・平成17年度拡充</p>	障害福祉課	
障害者グループホーム支援事業 〔見直し〕	13,995	14,171	単県	<p>(1) 障害者グループホーム夜間世話人配置事業 障害者グループホーム及びケアホームに夜間世話人を配置する社会福祉法人等に補助する市町村に対して助成する。</p> <p>○対象 グループホーム及びケアホームを設置・運営する社会福祉法人等</p> <p>○負担割合 県 1/2、市町村 1/2</p> <p>○補助対象 夜間の安全確保や利用者支援を行う夜間世話人の配置に係る経費（人件費）</p> <p>《補助基準額》 1人の夜間世話人が支援する利用者数に応じて、 1～6人 1人あたり日額1,200円 7～20人 1人あたり日額7,200円/利用者数</p> <p>平成15年度事業開始・平成17年度拡充・平成18年度拡充</p>	障害福祉課	
	9,600	3,450	国庫	<p>(2) 障害者グループホーム設置促進事業 グループホーム及びケアホームの用に供する家屋の改修等を行うことにより障害者自立支援法における新事業体系への移行やそのサービスの基盤整備を図る。</p> <p>○補助対象 グループホーム等の用に供する家屋のバリアフリー化等に必要経費</p> <p>《補助基準額》 2,000千円/箇所</p>	障害福祉課	
障害児・者地域生活体験事業	3,500	8,617	単県	<p>家族と同居している障害者が法人が提供する一戸建て住宅、グループホームの空室などで地域生活を体験する事業に対して支援を行う。</p> <p>○実施主体 県が指定する社会福祉法人等（5法人程度を予定）</p> <p>○利用者 原則として、県内に居住し、職場、通所施設、作業所等に通う障害（児）者</p> <p>○実施方法 ・支援員を1名配置 ・一戸建て住宅、グループホーム等を使用して、2～5名で在宅生活を体験 ・利用期間は、1泊2日～3か月の範囲</p> <p>○本人負担 家賃、食費及び光熱水費の実費</p> <p>○補助割合 県1/2、市町村1/2（任意）</p> <p>18年度事業開始、19年度事業拡充</p>	障害福祉課	

事業名	19年度 計予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料頁										
芸術・文化に親しみやすい環境整備事業	1,714	1,714	単県	<p>県内に住所を有する団体等が、県内で芸術・文化イベントを主催するにあたり手話通訳者の設置等の環境整備に要した経費の一部を助成する。</p> <p>○対象団体 県内に住所を有する団体等</p> <p>○対象分野 ①舞台公演（演劇、舞踊、音楽等） ②作品展示、文化芸術をテーマとした講演会又はシンポジウム等</p> <p>○対象事業 次の①から③までのすべての要件を満たす芸術・文化イベントにおいて実施される、手話・要約筆記の設置、点字訳資料の作成、送迎バスの運行、介助スタッフの配置、託児サービスの提供又は公立文化施設等での公演に併せて行われる出前公演等。</p> <p>①対象者を会員等に限定しないこと。 ②環境整備を行うことを広く県民に周知するものであること。 ③舞台公演の場合、入場料を徴収して行われるものであること。</p> <p>○助成金額 上限額100千円/事業（補助率10/10）</p>	文化政策課											
地域生活支援事業 （情報支援等事業）	31,581	37,637	国庫	<p>障害者が地域で生活する上で極めて重要な情報保障やコミュニケーション手段の確保を図るため各種事業を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字・声の広報等発行事業</td> <td>鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。</td> </tr> <tr> <td>点字による即時情報ネットワーク事業</td> <td>日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用し、点字印刷し、会員等に郵送等により提供する。</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者・奉仕員養成事業</td> <td>講習会を開催して、手話通訳（奉仕）者及び要約筆記奉仕員等の養成を行う。</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者設置事業</td> <td>各圏域に手話通訳者を設置する。</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	事業内容	点字・声の広報等発行事業	鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。	点字による即時情報ネットワーク事業	日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用し、点字印刷し、会員等に郵送等により提供する。	手話通訳者・奉仕員養成事業	講習会を開催して、手話通訳（奉仕）者及び要約筆記奉仕員等の養成を行う。	手話通訳者設置事業	各圏域に手話通訳者を設置する。	障害福祉課	
主な事業	事業内容															
点字・声の広報等発行事業	鳥取県の発行する広報誌の点字翻訳版の発行、録音テープの収録を行い、県内重度視覚障害者に無料で配付する。															
点字による即時情報ネットワーク事業	日本盲人会連合会の提供する新聞情報等による最新の情報を通信ネットワークを利用し、点字印刷し、会員等に郵送等により提供する。															
手話通訳者・奉仕員養成事業	講習会を開催して、手話通訳（奉仕）者及び要約筆記奉仕員等の養成を行う。															
手話通訳者設置事業	各圏域に手話通訳者を設置する。															
地域生活支援事業 （障害者社会参加促進事業）	16,232	19,925	国庫	<p>ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある方が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう必要な社会参加促進施策を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲導犬育成事業</td> <td>盲導犬を育成し、必要とする視覚障害のある方への貸与する。</td> </tr> <tr> <td>障害者社会参加推進センター設置事業</td> <td>障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、</td> </tr> </tbody> </table>	主な事業	事業内容	盲導犬育成事業	盲導犬を育成し、必要とする視覚障害のある方への貸与する。	障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、	障害福祉課					
主な事業	事業内容															
盲導犬育成事業	盲導犬を育成し、必要とする視覚障害のある方への貸与する。															
障害者社会参加推進センター設置事業	障害者社会参加推進センターを設置し、次の事業を行う。 ・障害者団体に対する指導、助言 ・社会参加促進事業の実施に必要な情報収集、分析、提供 ・社会参加促進事業に関する評価、															

				<p>調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会参加促進事業への協力 	
				<p>身体障害者作品展開催事業</p> <p>障害者の社会参加と障害者に対する県民の理解を図るため、身体障害者による作品展展示会を開催する。</p>	
				<p>レクリエーション教室開催事業</p> <p>知的・精神障害者が行うボーリング等の各種レクリエーション教室を開催する。</p>	
				<p>障害者の相談ダイヤル運営事業</p> <p>障害者の権利擁護に対応するため、常設の相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成し専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼する事業</p>	
				<p>普及啓発事業</p> <p>障害に関する正しい理解と偏見や差別を是正するため、フォーラムの開催や体験作文審査を行うために必要な経費</p>	
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	106,267	0	単県	市町村が行う地域生活支援事業について、障害者自立支援法第94条第2項に基づき100分の25を補助する。	障害福祉課
福祉の店振興支援事業	6,992	6,923	単県	<p>障害者製作品の常設販売を行う福祉の店の運営費補助を行う市町村に対し助成する。</p> <p>○実施市町村 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市</p> <p>○負担割合 県1/2、市町村1/2</p> <p>平成12年度事業開始・16年度事業拡充・17年度見直し</p>	障害福祉課
高次脳機能障害者相談支援事業	2,042	2,169	単県	再掲 (P.1 参照)	障害福祉課
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,600	1,000	単県	再掲 (P.2 参照)	障害福祉課
地域生活支援事業 (精神障害者退院促進支援事業)	5,100	5,841	国庫	<p>精神病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており受け入れ条件が整えば退院可能とされる人の退院促進の取組みについて、平成15年度から17年度の3カ年間で実施された「精神障害者の退院促進モデル事業」の評価を踏まえ、全県で実施する。</p> <p>○推進会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院促進支援事業推進会議(2回/年):地域での支援体制構築の検討 ・自立支援協議会(6回/年):支援体制の具体的検討 ・自立支援会議(随時開催) <p>○対象者への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランの作成、支援員との同行外出等 <p>○支援員の研修</p> <p>平成15年度事業開始、18年度拡充</p>	障害福祉課
精神保健福祉センター地域支援体制強化事業	373	373	単県	<p>本県の精神障害者の地域生活での支援体制を強化充実するため、市町村など関係機関に対して専門的知識習得のための研修や相談体制を充実するとともに、精神障害者の地域生活支援に向けた先駆的な調査研究を実施する。</p> <p>平成18年度事業開始</p>	障害福祉課

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 県	概要	担当課	資料頁
障害児・者在宅生活支援事業	3,478	6,740	単県	<p>自立支援給付の対象外となる発達障害児・者等への支援を行うとともに、自立支援給付外のサービスを利用する障害児・者等に対して助成する。</p> <p>○対象者</p> <p>①県内の入所施設から一時帰宅する障害児・者</p> <p>②知的障害が無いとされる発達障害児・者等</p> <p>③経管栄養等の医療行為を必要とする障害児・者</p> <p>④神経・筋疾患のため、医療機関において常時又は随時排痰を行う必要がある障害児・者</p> <p>○対象サービス</p> <p>①居宅介護、移動支援、行動援護の利用</p> <p>②居宅介護、生活介護、自律訓練及び短期入所の利用</p> <p>③家庭外活動を行う際の看護師等医療スタッフの派遣</p> <p>④神経・筋疾患の在宅障害児・者に対する排痰補助装置のリース費用の助成</p> <p>○実施主体 市町村 (補助率) ①、②：1/2、③、④：1/3</p> <p>平成15年度事業開始、16年度拡充</p>	障害福祉課	
地域生活支援事業（自閉症・発達障害支援センター費）	9,344	7,894	国庫	<p>自閉症等発達障害のある方やその家族等に対する相談支援を行うとともに、関係機関、職員の支援技術の向上を図る。</p> <p>【支援センターの概要】</p> <p>○設置場所 知的障害児施設県立皆成学園(倉吉市)内</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談に応じた指導・助言、情報提供 ・発達状況の検査・判定・療育指導 ・就労相談への対応・情報提供等 ・関係機関・職員への支援技術等の研修、助言、普及啓発等 <p>平成16年度事業開始、平成17・18・19年度拡充</p>	障害福祉課	
発達障害支援体制整備事業	1,939	1,829	単県	<p>発達障害のある方に対し、乳幼児期から成人期まで、成長過程に応じ一貫した支援を行うための体制を整備する。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援システムのモデル的实施 モデル市（倉吉市）において、関係機関が連携し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が行える体制の整備を図る。 ・普及・啓発活動 モデル事業を他市町村に普及するための市町村集中セミナー、県民に対する発達障害の理解促進のためのセミナーの開催。 <p>平成17年度事業開始</p>	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 / 単 県	概 要	担当課	資料頁
⑧ 発達障害者支援試行事業	51,968	0	国庫	<p>発達障害児・者の支援ニーズは、医療、保健、福祉、就労及び教育等の広範囲に及ぶが、障害者自立支援法では障害特性に応じた障害福祉サービスが制度化されていないことから、発達障害児・者のニーズに応じた支援手法等の確立を図る。(国 1/2、県 1/2)</p> <p>○事業内容</p> <p>(1) 企画・推進委員会の設置 「発達障害者支援モデル事業」の企画・立案・評価等を行う。</p> <p>(2) 発達支援マネージャーの配置 「発達障害者支援モデル事業」の進行管理等を行う。</p> <p>(3) 発達障害者支援モデル事業 発達障害児・者の支援ニーズを明らかにし、成長段階に応じた一貫したサービスモデルを開発する。</p> <p>①発達障害児への早期の効果的な発達支援プログラムの開発</p> <p>②発達障害児の家族への支援プログラムの開発</p> <p>③地域生活を円滑に行うための成長段階に応じた一貫した地域支援プログラムの開発</p> <p>④社会参加・就労への準備性を育てるプログラムの開発</p>	障害福祉課	3

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 県	概要	担当課	資料頁																					
小規模作業所支援 事業 【見直し】	184,639	175,617	単県	<p>小規模作業所に運営費補助を行う市町村に対し助成する。(負担割合:県 1/2、市町村 1/2)</p> <p>【見直し案の概要】</p> <p>○基本的な考え方 現行の1つしかない補助体系を作業所が地域において果たす役割(機能)により分類し、その特性を伸ばしていくとともに、障害者自立支援法における新事業体系との整合性を図る。</p> <p>○概要案</p> <p>1 作業所の機能による分類の見直し ・ 現行1つしかない補助体系を機能により、4つに分類する。</p> <p>2 補助基準額の見直し ・ 現行の年額払方式を日額払方式(一定額+利用人員割)とする。</p> <p>3 利用者負担の考え方 ・ 定額負担を導入。</p>	障害福祉課	4																					
				<p>〔現行〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニ型</td> <td rowspan="3">年額払式</td> </tr> <tr> <td>I型</td> </tr> <tr> <td>II型</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <p>〔見直し後〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労型</td> <td>事業所型</td> <td>就労の場</td> </tr> <tr> <td>授産活動型</td> <td>工賃獲得、生産活動の機会を提供</td> </tr> <tr> <td>訓練型</td> <td>就労移行型</td> <td>作業訓練や就労支援の実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日中活動型(在来型を含む)</td> <td>創作や軽作業、交流の場</td> </tr> </tbody> </table>	区分	概要	ミニ型	年額払式	I型	II型	区分		概要等	就労型	事業所型	就労の場	授産活動型	工賃獲得、生産活動の機会を提供	訓練型	就労移行型	作業訓練や就労支援の実施	日中活動型(在来型を含む)		創作や軽作業、交流の場			
区分	概要																										
ミニ型	年額払式																										
I型																											
II型																											
区分		概要等																									
就労型	事業所型	就労の場																									
	授産活動型	工賃獲得、生産活動の機会を提供																									
訓練型	就労移行型	作業訓練や就労支援の実施																									
日中活動型(在来型を含む)		創作や軽作業、交流の場																									
				<p>〔現行〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニ型</td> <td rowspan="3">年額払式</td> </tr> <tr> <td>I型</td> </tr> <tr> <td>II型</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <p>〔見直し後〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労型</td> <td>事業所型</td> <td rowspan="4">作業所割(一定額)+利用人員割(日額払式)</td> </tr> <tr> <td>授産活動型</td> </tr> <tr> <td>訓練型</td> <td>就労移行型</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日中活動型(在来型を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	概要	ミニ型	年額払式	I型	II型	区分		概要	就労型	事業所型	作業所割(一定額)+利用人員割(日額払式)	授産活動型	訓練型	就労移行型	日中活動型(在来型を含む)							
区分	概要																										
ミニ型	年額払式																										
I型																											
II型																											
区分		概要																									
就労型	事業所型	作業所割(一定額)+利用人員割(日額払式)																									
	授産活動型																										
訓練型	就労移行型																										
日中活動型(在来型を含む)																											
				<p>〔現行〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">就労型</td> <td>事業所型</td> <td rowspan="4">1日あたり100円/人</td> </tr> <tr> <td>授産活動型</td> </tr> <tr> <td>訓練型</td> <td>就労移行型</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日中活動型(在来型を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用者負担額	就労型	事業所型	1日あたり100円/人	授産活動型	訓練型	就労移行型	日中活動型(在来型を含む)													
区分		利用者負担額																									
就労型	事業所型	1日あたり100円/人																									
	授産活動型																										
訓練型	就労移行型																										
日中活動型(在来型を含む)																											
<p>平成12・13・14・16・17・18年度事業拡充</p>																											

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料員																					
障害者スポーツ振興事業	29,469	19,391	国庫 単県	<p>次のとおり障害者スポーツの振興に向けた総合的な取り組みを行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額 (千円)</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児・者スポーツ活動充実支援事業</td> <td>3,100</td> <td>障害者のスポーツ活動を受入・支援を行う団体をスポーツ協会を通じて支援</td> </tr> <tr> <td>新 障害者スポーツ協会運営事業</td> <td>6,709</td> <td>障害者スポーツ協会の企画・運営を強化するため、専任職員及び障害者スポーツ指導員 計2名の配置に要する経費の補助</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ指導員養成研修事業</td> <td>250</td> <td>初級障害者スポーツ指導員の養成研修事業の委託</td> </tr> <tr> <td>障害者スポーツ指導員派遣事業</td> <td>185</td> <td>障害者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う事業の委託。</td> </tr> <tr> <td>スポーツ大会開催支援事業</td> <td>5,341</td> <td>各種スポーツ大会の開催に要する経費の補助。</td> </tr> <tr> <td>全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業</td> <td>13,884</td> <td>全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等事業の委託。 <来年度：秋田県開催></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成17・18・19年度事業拡充</p>	区分	予算額 (千円)	事業内容	障害児・者スポーツ活動充実支援事業	3,100	障害者のスポーツ活動を受入・支援を行う団体をスポーツ協会を通じて支援	新 障害者スポーツ協会運営事業	6,709	障害者スポーツ協会の企画・運営を強化するため、専任職員及び障害者スポーツ指導員 計2名の配置に要する経費の補助	障害者スポーツ指導員養成研修事業	250	初級障害者スポーツ指導員の養成研修事業の委託	障害者スポーツ指導員派遣事業	185	障害者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う事業の委託。	スポーツ大会開催支援事業	5,341	各種スポーツ大会の開催に要する経費の補助。	全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業	13,884	全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等事業の委託。 <来年度：秋田県開催>	障害福祉課	
区分	予算額 (千円)	事業内容																									
障害児・者スポーツ活動充実支援事業	3,100	障害者のスポーツ活動を受入・支援を行う団体をスポーツ協会を通じて支援																									
新 障害者スポーツ協会運営事業	6,709	障害者スポーツ協会の企画・運営を強化するため、専任職員及び障害者スポーツ指導員 計2名の配置に要する経費の補助																									
障害者スポーツ指導員養成研修事業	250	初級障害者スポーツ指導員の養成研修事業の委託																									
障害者スポーツ指導員派遣事業	185	障害者のスポーツ活動の場に障害者スポーツ指導員を派遣し、必要な指導等を行う事業の委託。																									
スポーツ大会開催支援事業	5,341	各種スポーツ大会の開催に要する経費の補助。																									
全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等事業	13,884	全国障害者スポーツ大会への鳥取県選手団の派遣等事業の委託。 <来年度：秋田県開催>																									
精神障害者スポーツ大会	928	923	単県	<p>スポーツを通じて社会参加の促進や交流の輪を拡げることを目的に、中四国ブロック大会の障害者大会へ県内から選抜チームを派遣する。</p>	障害福祉課																						
障害者文化・芸術振興事業	1,729	2,057	単県	<p>①文化芸術活動支援事業 障害者団体（障害者概ね4人以上で構成）が継続して行う文化・芸術活動のうち、活動内容が優れているものに対し活動費（講師への謝礼、講師旅費、会場借上料、消耗品等）の一部を助成する。 200千円（定額）×5団体=1,000千円</p> <p>②障害者作品展等開催支援事業 県内の福祉施設の関係者で組織する「アートとっとり」による公募作品展、講演会、ワークショップ等の開催に係る企画・立案、開催に対し補助金を交付する。 上限額：700千円（補助率 1/2）</p>	障害福祉課																						
障害者等県立施設利用促進事業	3,169	3,060	単県	<p>みなと温泉館、障害者体育センターにおける障害者等の利用促進を図るため使用料減免相当額を補填。</p> <p>平成13年度事業開始</p>	福祉保健課																						
介護実習普及センター運営費	53,375	54,813	単県	<p>地域住民及び専門職員への介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具の利用・住宅改修の適正な実施について啓発を図る。</p> <p>○委託先 鳥取県社会福祉協議会 米子市社会福祉協議会</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般県民・専門職対象の研修会開催 福祉用具の利用や住宅改修について、効果的な相談支援、情報提供を行うための体制整備 介護機器の展示、福祉機器展の開催 等 	長寿社会課																						

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 単 県	概要	担当課	資料 員
鳥取県立鹿野かちみ園研修拠点事業	6,000	6,000	単 単 県	<p>強度行動障害者や要介助高齢知的障害者に対する支援の充実を図るため、鳥取県立鹿野かちみ園を研修拠点とし、専任の職員を配置し県下の施設職員を対象とした研修を実施する。</p> <p>○実施主体 県（鳥取県厚生事業団に委託実施）</p> <p>平成18年度事業開始</p>	障害福祉課	
特別医療費助成事業（医療費関係） 【見直し】	1,480,403	1,477,870	単 単 県	<p>重度の障害のある方や乳幼児等の医療費（医療保険制度の自己負担部分）を助成する市町村に対して補助する。（負担割合：県1/2、市町村1/2）</p> <p>本事業については、将来にわたり持続可能で安定的な制度とする必要があるため、平成19年9月条例改正を念頭に見直しを行う。 平成20年4月施行予定</p> <p>【見直しの内容】</p> <p>1 小児、特定疾病、ひとり親関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児の通院助成対象を「5歳未満」から「小学校就学前まで」に拡大 ○それ以外は、現行どおり (現行：1医療機関ごとに 通院530円/日（月4日まで）、入院1,200円/日) <p>2 障害児・者関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本人の年間収入が概ね253万円（老齢福祉年金の所得制限基準（＝年間所得額1,595千円））以上の方は、医療保険に基づく自己負担（制度の対象外） ○市町村民税非課税世帯の方は、現行どおり全額助成を継続 ○助成対象者の方で、人工透析や統合失調症など、自立支援医療のうち、重度で継続した医療については、自己負担分の全額助成を継続 ○市町村民税課税世帯のうち、本人の年間収入が253万円未満の方は、1医療機関毎の月額負担上限額まで医療費の1割負担 <p>3 全体対象者共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○薬局の自己負担の全額助成は継続 ○入院時食事療養費標準負担額の全額助成を廃止 	障害福祉課	

【障害児・者の所得制限及び負担額の概要】

【市町村民税非課税世帯】

【市町村民税課税世帯】

全額助成
(本人負担なし)

対象
約51%

0
2,044,000
(所得額 1,250,000)
2,536,000
(所得額 1,595,000)

本人の給与収入(円/年)

(所得額＝給与収入－給与所得控除)

*収入には、障害基礎年金、特別障害者手当等は含まれない。

通院 入院

1,000円/月	5,000円/月
3,000円/月	15,000円/月
医療保険に基づき自己負担	

対象
約30%

約19%

3 生活環境

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料員
県営住宅の整備	—	—	国庫	建替等整備工事の際に、地域ごとの募集状況等を勘案し車いす使用者用住戸を設ける場合は、工事中に入居者を募集し、仕様等で入居予定者の要望を聞くよう努めている。	住宅政策課	
県営住宅の高齢者・障害者福祉改良工事	—	—	単県	既設県営住宅の募集で車いす使用者の入居が決定した際は、必要なバリアフリー改修を行う。	住宅政策課	
県営住宅の優先入居制度	—	—	—	県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している。(障害者世帯、同居親族障害者世帯等) また、身体障害者等に対しては、同居親族要件及び収入要件について緩和措置を講じている。	住宅政策課	
あんしん入居支援事業	5,000	5,000	単県	障害者等の方の入居を拒まない住宅(あんしん入居賃貸住宅)として登録している既存民間賃貸住宅について、その改修経費を補助する市町村の負担額の一部を県が助成する。	住宅政策課	
バリアフリー環境整備促進事業	20,170	22,680	国庫 単県	<p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(平成18年法律第91号)の移動等円滑化誘導基準を充たしている認定建築物の整備に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金名 バリアフリー環境整備促進事業補助金 ・補助対象者 民間の認定建築物の建築主 ・補助対象建築物 社会教育施設、社会福祉施設等 ・補助内容 <ul style="list-style-type: none"> ①屋外の移動システムの整備費(車いす使用者用駐車施設、敷地内通路、誘導用床材等) ②屋内の移動システムの整備費(出入口自動ドア、エレベーター等) ③移動システムと一体的に整備する施設の整備費(受付カウンター、車いす使用者用便所等) ・補助率 2/3(国1/3、県1/3) <p>(2) 福祉のまちづくり条例の整備基準を充たしている公共的施設の整備に対する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金名 福祉のまちづくり推進事業補助金 ・補助対象者 民間の公共的施設の建築主 ・補助対象建築物 不特定多数の者が利用する公共的施設(物品販売店、旅館・ホテル、飲食店、理美容所等) ・補助内容 <ul style="list-style-type: none"> ①障害者用トイレの整備費 ②障害者対応エレベーターの整備費 ③障害者等に配慮した出入口の整備費 ・補助率 1/2(県1/2) 	景観まちづくり課	平成19年度福祉保健課から移管
心のバリアフリー推進事業	3,500	10,500	単県	障害者の社会参加等を推進するため、特に不特定多数の利用の多い県有施設のトイレについて、整備の遅れているオストメイト対応設備等を計画的に整備する。 【平成19年度整備箇所：西部総合事務所福祉保健局】	福祉保健課	
新浜村警察署多目的トイレ整備	3,451	0	単県	浜村警察署に多目的トイレを整備する。	警察本部	

(単位：千円)

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 県	概 要	担当課	資料 頁
スロープ付低床バス導入に対する助成	72,500	84,100	国庫	スロープ付低床バスをバス事業者が導入を行う事業に補助する。 ・新規導入台数10台(日交5台、日ノ丸5台)	交通政策課	
安心な道整備事業	81,141	76,891	単県	国、県、市町村、警察及び地元関係者から構成される「安心な道協議会」において地域住民の意見をもとに整備地区を選定し、地区内における市町村道を含む既存道路を有効活用した整備を行うことにより、早期効果、面的整備を図り、全ての人々が利用しやすい歩行エリアを創出する。	道路企画課	
公園の整備	7,174	11,843	単県	布勢総合運動公園内多目的トイレの自動ドア化、ストレッチャー設置及び階段の手摺り設置等	公園自然課	
交通信号機の改良事業	16,405	10,539	国庫	視覚障害者用付加装置の設置、信号機の高齢者感応化整備	警察本部	

4 教育・育成

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料頁
研修医等受入事業	13,649	13,515	単県	<p>○短期研修医受入事業 県の療育機関の中核施設である総合療育センターにおいて、専門医の育成及び将来の医師の確保を容易にするため、短期研修医の受入れを行う。 ・対象者 卒後研修を終了し向学心に富んだ医師(2名) ・診療科 小児科、リハビリテーション科 ・研修期間 1年間</p> <p>○研修受託事業 療育分野における人材育成に貢献するため、総合療育センターにおいて看護、介護、リハビリテーション等の研修生の受入れを行う。</p>	総合療育センター	
障害児等地域療育支援事業	10,802	19,867	単県	再掲 (P. 4 参照)	障害福祉課	
地域生活支援事業(自閉症・発達障害支援センター費)	9,344	7,894	単県	再掲 (P. 1 2 参照)	障害福祉課	
発達障害支援体制整備事業	1,939	1,829	単県	再掲 (P. 1 2 参照)	障害福祉課	
⑨ 発達障害者支援試行事業	51,968	0	国庫	再掲 (P. 1 3 参照)	障害福祉課	3
重症心身障害児(者)通園事業	16,895	17,223	国庫	再掲 (P. 6 参照)	障害福祉課	
放課後児童クラブ設置促進事業	187,244	173,043	国庫 単県	<p>子育てと仕事の両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費を補助する。障害児を受け入れるクラブに対しては補助する運営費を加算し、障害児受入の促進を図る。 ○負担割合 国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</p>	子ども家庭課	
⑨ 私立学校特別支援教育ネットワークづくり事業	90	0	単県	<p>私立学校(高等学校・専修学校)で受け入れている軽度発達障害の生徒の状況等に応じた支援(教育)をどのように充実させるのか、私立学校と関係機関等で検討を行う委員会を開催する。</p>	青少年・文教課	
発達障害児童生徒支援事業	5,874 1,270 (定数) 4,604 — (定数) (定数)	5,874	単県	<p>LD、ADHD、高機能自閉症等特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図る。 ○相談指導を行うLD等専門員の充実 ・教育局、小中学校等に配置(11人) ○大学へLD等専門研修に教員を派遣(6人) ○小中高等学校における校内体制の充実 ・特別支援教育主任研修の実施 ○学級経営等で困難を極めている学級への対応 ・LD等特別支援非常勤講師の配置(30人→33人) ○発達障害教育拠点設置事業 特に自閉症を中心とした発達障害教育拠点を倉吉養護学校内に設置し、自閉症・発達障害支援センター(エール)と連携しながら、倉吉養護学校の教員による定期的な教育相談指導を実施する。(1人)</p> <p>平成17年度・18年度事業拡充</p>	障害児教育室	7

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料頁
特別支援学校管理 ・運営事業	5,647 3,366 1,507 294 (定数) 480	5,208 4,854 354 (定数) —	単県	<p>東、中、西部の各生活圏域ごとの特別支援教育体制の整備をする。</p> <p>○特別支援学校の地域支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の地域の特別支援教育の拠点（教育相談、研修等）としての機能の充実 <p>○教員の専門性向上への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教育職員免許法認定講習の実施 <p>平成15年度事業拡充</p> <p>○医療行為が必要な通学児童生徒学習支援事業</p> <p>医療行為を必要とする特別支援学校通学児童生徒の安全な学習環境を整備するため、特別支援学校に看護師を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白兔養護・倉吉養護・皆生養護・鳥取養護 県立米子養護→18年度から配置 <p>平成12年度事業開始、15年度・17年度拡充</p> <p>○広汎性発達障害等専門教員養成（3名→4名）</p> <p>広汎性発達障害等のある児童生徒への指導を充実させるため、教員を大学に研修派遣して専門教員を養成する。</p> <p>平成14年度事業開始</p> <p>○特別支援学校安全・安心事業</p>	障害児 教育室	
私立幼稚園障害児 教育研究推進事業	40,768	33,712	国庫 単県	<p>障害児教育を推進する事業を行う、障害児が在籍している私立幼稚園に補助する。</p>	子ども 家庭課	
（発達の）気にな る児童保育支援事 業	648	642	単県	<p>専門的な診断の必要な注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などの軽度発達障害や、障害の診断は受けていないが、「多動が激しい、集団生活での環境の変化によるパニック」等の精神・運動面において気になる症状を有する、いわゆる「気になる児童」への保育の充実を図るために保育士の研修を行い、保育技術の向上を図る。</p> <p>平成16年度事業拡充</p>	子ども 家庭課	
特別支援教育県民 啓発推進事業	301	315	単県	<p>LD、ADHD、高機能自閉症等の障害や発達課題を原因とする不登校などの問題行動に対して、正しい理解と適切な指導及び支援の必要性を研修・啓発する。</p> <p>○全県を対象に、教職員向け研修会及び県民向け講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パネルディスカッションを開催 <p>○倉吉養護学校と連携し共催</p>	中部教 育局	

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 県	概要	担当課	資料頁
特別支援学校 児童生徒支援事業	107,008 86,122 7,223 (定数) 9,407 3,163 1,093	122,546	単県	特別支援学校の児童生徒の通学に対する支援、休日の活動に対する支援を行う。 ○遠距離等により特別支援学校への通学が困難な児童生徒への対応 ・県立特別支援学校通学バス委託事業 12路線→13路線に拡充 ・県立特別支援学校通学支援職員設置事業 6路線→9路線に拡充 ・市町村等が行う児童生徒通学支援に対する交付金 3路線→5路線に拡充 ○学校休業日や長期休業中に児童生徒の活動の場を確保 ・特別支援学校指導員設置事業 ○社会人講師招聘事業(生活自立関係)	障害児 教育室	
特別支援学校就労 促進事業	7,983 3,123 4,664 196	7,268 2,644 4,624 0	国庫 単 県	特別支援学校の卒業生の就職・進学等の進路状況を踏まえ、職業教育や自立活動等をはじめとする教育の充実や教員の資質の向上や進路指導における関係機関等との連携強化を図り、就労率の向上を図る。 ○学習指導改善充実事業 ・社会人講師の招聘、指導教員企業派遣事業、職業指導スキルアップ研修 ○進路指導充実事業 ・職業自立連携協議会の実施、実習受入先への謝金、企業啓発セミナー開催、職場開拓・フォローアップの実施 ⑨ 就労促進調査モデル事業 ・障害のある生徒の就労形態(勤務時間やワークシェア)を調査し、今後の特別支援学校の就労促進に繋げる。 ・特別支援学校生徒アルバイト事業、職場実習事業	障害児 教育室	9
⑨ 各種セミナー の開催(新規)	669	0	単県	○福祉施設職員、養護学校教員へ就労支援のノウハウを研修 ○企業向けに障害者雇用のPRのセミナー開催 ○障害者本人・保護者への意欲喚起のためのセミナー	労働雇 用課	10
⑨ 白兔養護学校 周辺機能整備事業	14,304	0	単県	白兔養護学校の児童・生徒の通学バス乗降の安全確保を図るため乗降スペース及びバス待機スペースを整備する。 整備内容 ・校舎前の敷地に乗降スペース、児童・生徒通路・雨よけを整備 ・敷地内でバスが待機できるスペースを整備	教育環 境課	

5 雇用・就業

(単位：千円)

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料 頁
(新) 実習受入れ謝金の支給	3,900	0	単県	実習の受け入れ企業に対し、謝金を支給することで、障害者の就労に向けた実習を活性化する。	労働雇用課	10
障害者雇用優良事業所等表彰	45	45	単県	障害者を積極的に多数採用した事業所及び職業自立について成果の著しい障害者に対して知事表彰を行い、その努力を讃えるとともに、広く一般に周知し、障害者の雇用の促進に資する。	労働雇用課	
障害者雇用を促進するための事業所訪問の実施	347	347	単県	障害者の雇用に関する理解を促すため、法定雇用率を達成していない企業を中心に企業訪問を行う。	労働雇用課	
知的障害者職域開発	1,502	706	単県	知的障害者を実際雇用することにより、就業状況を分析し、モデル事例として県庁、市町村役場等、事務系職場への拡大を図る。	労働雇用課	
(新) 各種セミナーの開催	669	0	単県	再掲 (P. 21 参照)	労働雇用課	10
地域生活支援事業 (障害者・就業生活支援事業)	15,579	15,549	国庫 単県	障害者の職業準備訓練のあっせん、事業主体への助言・指導及び就業に伴う生活面・就業面の相談、支援を行う障害者就業・生活支援センター(NPO法人すてっぷ、社会福祉法人鳥取県厚生事業団の設置・運営) に対して業務を委託する。 ○設置箇所 3箇所(東部・中部・西部地区に各1箇所) ○負担割合 国 1/2、県 1/2 (ただし、中部は単県) 平成14年度事業開始	障害福祉課	
障害者就労事業振興センター運営支援事業	8,864	8,611	単県	障害者授産施設や小規模作業所における障害者の仕事の活性化のための調整・支援を行う「NPO法人鳥取県障害者就業振興センター」の運営に対して助成する。 【振興センターの概要】 ○設置時期 平成16年7月事業開始(H18.4～法人化) ○会 員 障害者の就労機会拡大や授産活動活性化に意欲のある小規模作業所、授産施設等 ○事業内容 受注拡大や販路拡大に関する営業活動や企業と作業所等間の調整、仕事の場(施設外授産活動、起業活動等)の開拓、共同受注や共同事業(バザー等)の実施に関する調整等 平成16年度事業開始	障害福祉課	
(新) 在宅障害者就業支援事業	1,000	0	単県	就業する能力がありながら職場への通勤が困難な在宅障害者が、その能力を生かして自立するために、在宅で就業ができ、能力にあった就業ができ、能力にあった収入が得られるよう、在宅障害者へ直接業務を発注する企業・団体へ支援する。	労働雇用課	10
新事業体系移行施設運営費(小規模通所授産運営費事業費)	62,500	78,750	国庫	障害者小規模通所授産施設(定員10～19人)の運営費補助を行う市町村に対し助成する。 (継続) 砂丘福社会(鳥取市)、柿木村福社会(大山町) まつぼっくり(境港市)、自立の会(智頭町)、光の家(倉吉市)、地域でくらす会(米子市：2箇所)、養和会(米子市)、ふなおか福社会(八頭町) 平成13年度事業開始	障害福祉課	

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 県	概要	担当課	資料頁
(新) 小規模作業所等工賃3倍計画事業	8,618	0	国庫	<p>授産施設や小規模作業所等で働く障害者の工賃を今後5年間で現在の水準から3倍にすることを目的とする「工賃3倍計画」を策定し、障害者の収入を増やし、もって地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。</p> <p>○事業内容</p> <p>障害者が単身で衣食住の出費に必要な最低水準を「月10万円」に設定。障害者年金(2級：月額約66千円)に、工賃を3倍にさせ3万3千円にすることにより、「月収10万円」を実現させるため、次の事業を実施する。</p> <p>1 策定委員会の設置 「工賃3倍計画」策定のため、検討委員会を設置し、具体的な支援策の検討を行う。</p> <p>2 小規模作業所等ステップアップ事業 コーディネーター(1名)の配置し、次の業務を実施する。</p> <p>① 企業等への小規模作業所等の職員の派遣 ・小規模作業所等のニーズ調査、実習職員の決定 ・受入先企業等の開拓等、決定 ・企業等への実習回数等の調整 ・企業等と実習職員との調整等 ・事業の評価 等</p> <p>② 小規模作業所等のトップ・リーダーに対する経営等に関するセミナーの開催</p> <p>③ NPO法人の設立手続や会計事務に関する研修会の開催</p> <p>3 企業開拓員の設置 授産活動活性化及び事業の収益率の向上を図るため、NPO法人鳥取県障害者就労事業振興センター内に、企業等を訪問し、グループ就労等の職域開拓や製造、流通、販売等の分野における企業等と施設等との協働のネットワークの構築などの業務を行う企業開拓員を1名配置する。</p> <p>○補助率 国1/2</p>	障害福祉課	5
(新) 障害者就業支援事業	7,551	0		<p>鳥取県における障害者福祉施設(授産施設)から一般企業への就職率は0.14%で全国最下位(平均1.30%)であることから、法人及び施設職員の意識改革を行い、能力・適性があり一般就労を希望する利用者の一一般就労への促進を図る。</p> <p>また、新事業体系に移行する際に必要な設備整備に要する経費を補助する。</p> <p>○事業内容</p> <p>1 就労移行支援を検討している社会福祉法人に対して、就労移行支援事業の先行事例を紹介等する研修会を開催する。</p>	障害福祉課	6
対象者	社会福祉法人及び施設の代表者、職員					
研修内容	県内外の就労移行支援事業に取り組んでいる事業者の先行事例を説明、紹介し、意見交換する。					
必要経費	講師謝礼・旅費、会場借上料、需用費、役務費					
その他	参加者から参加料を徴収予定。					

2 就労支援に対するノウハウが不足していると考えられる施設職員に対して、ジョブコーチ的な専門研修を開催する。

対象者	就労移行支援及び就労継続支援事業を実施（予定を含む）する施設の職員。
研修内容	鳥取障害者職業センターの障害者職業カウンセラーを講師に、ジョブコーチ的スキルの専門研修を実施。
必要経費	会場借上料、需用費、役務費。
その他	参加者から参加料を徴収予定。

3 障害者就労訓練設備等整備事業（国庫補助事業）

対象施設	授産施設等の旧法施設及び小規模作業所
対象事業	障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業、就労継続支援事業等の事業を20年度までに開始する施設等において、事業の開始にあたって必要な備品購入等の設備整備を行う者に対して助成する。
補助額	①授産施設等旧法施設 500万円以内 ②小規模作業所 200万円以内
補助率	国10/10

⑧ 障害者就業・生活支援センターの体制強化	19,027	0	単県	①東部・中部・西部地区に障害者就業支援員（企業で労務等の経験者）を各1名増員（3名→4名）し、福祉・教育への支援を含め、対企業活動を充実する。 ②東部・西部地区にアルバイト職員を1名配置し、就業支援員及び生活支援員がより活発に直接支援ができる体制をつくる。	労働雇用課	10
中部地区障害者就業・生活支援センターの県単独設置	8,936	6,070	単県	障害者の身近な地域に就業面及び生活面での一体的かつ総合的な支援を提供する支援センターを設置することにより、中部地区の障害者の雇用の促進及び職業生活における自立を図る。	労働雇用課	
地域生活支援事業（知的障害者3級ホームヘルパー養成研修事業）	2,651	2,651	単県	知的障害者を対象とした介護技術に関する基礎的な研修（基礎研修）を行うとともに、当該研修の修了者を対象として障害者福祉施設等でのステップアップ研修を行う。 1 基礎研修 期間：約2ヶ月、場所：東・西部地区 募集人員：20名（各地区10名） 2 ステップアップ研修 期間：約3ヶ月、場所：障害者施設等 募集人員：10人程度 平成15年度事業開始	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	資料頁
職場適応訓練費	3,032	3,484	国庫	障害者など就職困難者の就職を促進するため、事業所に6か月～1年の職場適応訓練を委託	労働雇用課	
障害者職業訓練事業	26,430	25,756	国庫	一定要件を満たす障害者の雇用・就業の促進を図るため、障害者を対象とした職業訓練を実施 ○知的障害者対象（施設内訓練） 定員 15名、期間 1年 ○身体障害者等対象（委託訓練） 定員 50名、期間 3か月程度 平成16年度事業開始	労働雇用課	11
職業訓練受講促進費	44,127	45,930	国庫	障害者など就職困難者が公共職業訓練施設で職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給	労働雇用課	
精神障害者社会適応訓練事業	9,196	14,264	単県	精神障害者の社会参加を支援するため、企業に就労訓練等を委託する。	障害福祉課	
知的障害者県庁短期研修事業	298	298	単県	再掲（P. 2参照）	障害福祉課	

6 保健・医療

(単位：千円)

事業名	19年度 計 予定額	18年度 予算額	国庫 単 単	概要	担当課	資料頁
母子保健指導振興事業	867	765	単県	乳幼児等の健康の保持増進を図るため、保健指導、健康診査を行う。 ○事業内容 ・乳幼児健診従事者研修会・健診精度管理 ・新生児聴覚障害支援検討会・事業評価 ・未熟児訪問指導 等	健康政策課	
重症難病患者入院施設確保事業	5,785	6,000	国庫	入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る。(国 1/2、県 1/2) ○事業内容 ・鳥取県難病医療連絡協議会(H15年度設置)による重症難病患者の緊急入院等の調整など医療機関の連携 ・重症難病患者の入退院・医療相談等に応じる難病医療専門員の配置	健康政策課	
難病患者支援事業費	5,718	5,454	国庫	○居宅生活支援事業 ・ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業を行う市町村に対する助成 ・難病に関する知識を有するホームヘルパー養成研修 ○難病患者地域支援対策推進事業 ・医療相談、訪問診療、訪問相談の実施 ・訪問相談事業等を行うための保健師等の育成研修 ・在宅重症難病患者の療養を保健・福祉の領域から効果的に支援するための計画策定・評価の実施	健康政策課	
鳥取県難病相談・支援センター運営費	6,050	6,050	国庫	難病患者や家族等の療養生活上の悩みや不安を解消し、その精神的負担軽減を図るため、難病相談・支援センターを設置する。(国 1/2、県 1/2) ○事業内容 ・電話や面談等による相談 ・患者同士の交流促進、患者(家族)会の育成・支援等	健康政策課	
啓発活動強化推進事業	770 の内数	920 の内数	単県	再掲(P.1参照)	障害福祉課	
女性の健康づくり健康教育事業	236	236	国庫	各保健所において、思春期から更年期の女性に対し、健康教育を実施する。	健康政策課	

(単位：千円)

事業名	19年度 計 予定額	18年度 上 予算額	国庫 単 単 県	概要	担当課	資料員
女性健康支援センター運営事業	853	938	国庫	東・中・西の各保健所において、女性の健康に関するあらゆる相談を受け付ける。	健康政策課	
乳幼児すこやか発達相談指導事業	2,922	3,003	単県	○乳幼児発達健康診査 市町村で行なう健康診査及び健康相談等の中から発達の遅れが疑われる乳幼児を対象に、脳神経小児科医による発達面を中心とした健康診査及び個別指導を行う。 ○乳幼児発達健康教室 乳幼児発達健康診査において要観察となった幼児とその保護者並びに保育所保育士等を対象に、集団指導による家庭や保育所のできる遊びを通しての発達指導を行う。	健康政策課	
すくすく子育て健康支援事業	787	1,519	単県	未熟児、多胎児、発達障害児、長期療養児などのハイリスク児を抱える保護者の子育てを支援するため、健康教室や保護者交流会等を開催し、育児不安の軽減を図る。 ○事業内容 専門家（医師等）による講演や相談、保護者同士の体験談発表や情報交換、保健師による保健指導など	健康政策課	
総合療育センター在宅遠隔診療システム整備事業	2,562	2,568	単県	再掲（P. 5 参照）	総合療育センター	
研修医等受入事業	13,649	13,515	単県	再掲（P. 19 参照）	総合療育センター	
ひきこもり対策推進事業	3,515	4,257	単県	○ひきこもり対策推進事業 ・社会参加促進事業委託 ・地域ケアネットワーク事業 ・家族教室の開催 ・精神科医による相談	健康政策課	
自殺予防対策事業	3,127	3,105	単県	○うつ病予防対策事業 うつ状態を早期に発見し、医療機関へつなげる体制をつくる。 ○自殺対策連絡協議会開催 警察、産業医、教育委員会等との連携強化 ○鳥取いのちの電話への支援 相談環境の整備と相談員の確保を行うとともに、団体の安定した運営を支援する。	健康政策課	
精神保健福祉センター地域支援体制強化事業	373	373	単県	再掲（P. 11 参照）	障害福祉課	
精神保健福祉センター運営費	9,714	11,150	単県	○相談・指導事業 精神保健に関する技術指導・援助、教育研修、広報普及、精神保健相談、協力組織の育成、調査研究等各事業を実施する。 ○くらしの講座	精神保健福祉センター	
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,600	1,000	単県	再掲（P. 2 参照）	障害福祉課	

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 単県	概要	担当課	資料員
アルコール関連問題対策事業	1,804	1,804	単県	精神科医師の配置などによりアルコール依存症等の相談体制の充実を図るとともに、広報等によりアルコールによる健康被害の正しい知識の普及啓発を図る。 ○アルコール依存症等相談体制の充実 精神科医師による相談会の開催(1回/月) ○相談者への適切な対応 家族教室の開催 ○普及啓発 早期に専門治療に繋げるように内科等に啓発用ポスターの掲示依頼等	障害福祉課	
精神科救急医療体制整備事業	34,624	34,465	国庫	直ちに医療及び保護を図る必要がある精神障害者の診療・入院に対応できる医療体制を整備する。	障害福祉課	
地域生活支援事業 (精神障害者退院促進支援事業)	5,100	5,841	国庫	再掲(P.9参照)	障害福祉課	
訪問看護推進事業	5,468	5,632	国庫	訪問看護の推進を図るため、病院、訪問看護ステーション等の看護職員の資質向上を目的とした研修等を行う。 ①訪問看護推進室の設置 ②医療機関と訪問看護ステーションに勤務する看護職員の相互研修の実施 ③在宅ホスピスケア研修の実施 ④在宅ホスピスケア普及事業の実施	医務薬事課	
看護職員等修学資金貸付事業	306,678	227,304	単県	県内に就業する看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の確保のため、看護師等養成施設及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設に在学している学生に対して修学資金を貸し付ける。	医務薬事課	
特別医療費助成事業(医療費関係)	1,480,403	1,477,870	単県	再掲(P.16参照)	障害福祉課	

7 情報・コミュニケーション

(単位：千円)

事業名	19年度 計上 予定額	18年度 予算額	国庫 / 単県	概要	担当課	資料員
障害者情報バリアフリー化支援事業	5,600	6,900	単県	在宅や施設入所の重度の障害者のために「出前IT講習」を実施し、また電話などによる障害者からのIT関連の相談に対して助言や指導等を行う。 平成15年度事業開始	障害福祉課	
県政だより等広報費	73,562	73,743	単県	文字を大きくし、行間を広くとったり、写真やイラストを活用し、読みやすい紙面づくりをする。 ※別途、障害福祉課の予算で点訳・音訳版を作成。	広報課	
インターネット広報費	7,862	8,114	単県	ホームページ作成支援システムを導入し、利用者が見やすく情報を探しやすい県のホームページとする。	広報課	
図書館運営費	26,602	26,602	単県	平成18年2月に、インターネットによる図書予約など、利用者にとってより利便性の高い新図書館システムに更新するとともに、高齢者や障害者の資料検索環境の向上を図った。 ・音声読上ソフトに対応したホームページの作成 ・音声読上機、点字キーボード等の導入 平成17年度システム開発・リース開始、平成22年度リース終了	図書館	
県政テレビ番組の聴覚障害者対応事業	35,879 の内数	35,879 の内数	単県	県政テレビ番組に字幕を同時に挿入（生放送部分を除く）するとともに、年4回の放送に手話を導入する。	広報課	
啓発活動強化推進事業	920 の内数	770 の内数	単県	再掲 (P. 1 参照)	障害福祉課	
地域生活支援事業 (情報支援等事業)	31,581	37,637	国庫	再掲 (P. 10 参照)	障害福祉課	